

大阪市立三国中学校PTA規約

第六章 役員とその選挙

第十三条 本会の役員は次の通りとする

一、会長 一名 保護者

二、副会長 二名 保護者

三、書記 一名 教職員または保護者

四、会計 一名 保護者

五、役員 (総務担当) 一名 保護者

第一条 本会は大阪市立三国中学校PTAと称し、事務所を学校内に置く

第二章 目的

第二条 本会の目的は左の通りである

一、家庭、学校および社会の協力によって青少年の福祉を増進する

二、会員相互の教養を高めるために成人教育を盛んにする

三、民主教育に対する理解を深め、これを発展させる

四、学校の教育的環境の向上を図る

五、適正な法律上の手続きにより、学校に対する公費の確保に協力する

六、その地域における社会教育の振興をたすける

第三条 本会は教育を本旨とする民主的団体として左の方針に基づいて活動する。

一、特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為を行わない

二、本会または本会の役員、委員の中で公私の選挙の候補者を推薦しない

三、本会は青少年福祉のために活動する他の社会教育団体おもを推薦しない

四、本会は自主独立のものであつて、他のいかなる団体の支配、統制、干渉をも受けない

五、本会は学校の教育方針、学校管理、教職員人事には一切干渉しない

第四章 会員

第四条 本会の会員は次の通りとする

一、学校に在籍する生徒の父母またはこれに代わる者

二、学校に勤務する教職員

会員は会費を納入するものとする

第六条 本会の会員はすべて平等の権利と義務を有する

第五章 経理

第七条 本会の経費は会員、事業収入および自發的寄付金をもつて支弁する

第八条 本会の資産はすべて総会の決定を必要とする

第九条 会費は月額五百円とする(十ヶ月分)

本会の經理は会計監査委員会の監査を受けこれを

会計年度は四月一日に始まり翌年の三月三十一日で終まる

第十二条 経理については別に会計規定を設けることができる

第六章 役員の資格とその任務

第十五条 この会の目的並びに方針について十分な理解をもつて

いる会員で、公選による公職員でない者は第六章の

規定に従つて役員に選出することができる

役員の任務は次の通りである

一、会長は(イ)総会、実行委員会を招集し会務を統括する

(ロ)外部に対し本会を代表する(ハ)役員の承認を得て常置委員会委員、特別委員会(役員候補者指名委員会及び会計監査委員会を除く)の委員長、委員を任命する(ニ)本会の資産を管理する

二、副会長は(イ)会長を補佐する(ロ)会長不在の時はその代理を務める

三、書記は(イ)総会、実行委員会の議事その他会全般の活動状況を記録し保管する(ロ)総会その他各種の会合の通知を発送する

四、会計は(イ)総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する(ロ)会計簿を保管しつつでも会員の閲覧に供する(ハ)会計監査を受けて会員に報告する(ニ)年度予算を策定し管理する

第十四条 第一条の役員の任期は一年とする。但し再選された場合は引き続き一期間だけは重任しても差し支えない

役員選挙および就任は次の通り行われる

一、七名の委員からなる役員候補者指名委員会を作る

(イ)父母またはそれに代わる者の中から次の方法により四名を選出する

①第一、第二学年の各学級の父母またはそれに代わる者は多数決によりそれぞれ一名の学級代表を選出する

②これらの学級代表は会合して多数決により四名の指名委員を選出する

(ロ)教職員の中より互選により二名の指名委員を選出する

(ハ)実行委員の中から互選により一名の指名委員を選出する

二、指名委員会は各々の役員候補者をあげ、役員選挙の少なくとも五日前に全会員に通告する

三、会員は指名委員会の指名した役員候補者その他に追加指名することができる。但しこの場合指名者五名の署名で指名委員会に役員選挙の三日前までに届けなければならない

四、役員後者の指名は指名委員会によってなされる場合も会員からなされる場合もその名前を発表する前に被指名者の同意を得なければならぬものとする

五、役員は四月の総会において承認を得るものとする。但し候補者複数の場合は無記名投票により多数決で選出する

六、役員は五月一日から就任する

五、役員（総務担当）は本会の目的遂行のため諸活動の運営に關し、各役員を補佐する。

第八章 総会

会

第十七条 総会は本会の最高決議機関である

総会の成立は会員の五分の一以上とする。決議は出席者と有効議決権を合わせた過半数の同意を必要とする

第十九条 実行委員会が必要と認めた場合または会員の五分の一以上の要求のあつた場合は会長は隨時総会を招集する

総会は年間二回以上開く

第九章 実行委員会

実行委員会は、本会の役員各常置委員会の委員長、

副委員長、校長、副校长、教頭および教職員の代表によつて構成される

実行委員会の任務は次の通りである

一、会長の任命する特別委員会委員長、各種委員長を任命する

二、各種委員会によつて立案された事業計画を審議検討する

三、総会に提出する報告書を作成する

四、必要ある場合には特別委員会を設ける

五、その他会則並びに総会の決議に従つて本会の事務を処理する

六、役員に欠員が生じた場合にそれを補充する但し会長に欠員が生じた場合は副会長が昇格する

実行委員会の例会は年七回以上開催するものとし、実行委員会の成立は委員数の二分の一以上とする

第二十一条 委員会

委員会には常置委員会、特別委員会、会計監査委員会がある

第二十二条 常置委員会委員長は役員および校長の承認を得て会長が任命する。委員は委員長の選定に基づき実行委員会の承認を得て会長が任命する。任期は一年とする

第二十三条 常置委員会として次のものを置く

イ 総務委員会 ロ 学級委員会 ハ 保健体育委員会

二 広報委員会

第二十四条 第二十五条 第二十六条 第二十七条 第二十八条 第二十九条

特別の目的を遂行するために実行委員会は特別委員会を設けることができる。これは所定の任務を終えるとともに自動的に解散する。特別委員会の委員長及び委員の選定は第十六条及び第二十五条に準じて行う

総務委員会は（イ）本会の目的遂行のため諸活動の運営を補佐する。（ロ）会員の親睦をはかるための講習会、社会見学会などの企画運営を行う（ハ）会員の福利厚生をはかるための事業の企画運営を行う（二）人権問題学習の企画運営を行う（ホ）指導的立場にある会員に対する研修事業を推進する

保健体育委員会は（イ）会員の保健衛生に対する理解を深め（ロ）学校の保健事業に協力する（ハ）会員相互の健康増進につとめスポーツ活動に振興をはかる

第三十条 広報委員会は（イ）会員に対してこの会の意義や活動状況等の情報を伝達する（ロ）地域社会に対しこの会の認識と理解を深め進んで協力を得るようにつとめる

会計監査委員会は第十四条に準じ総会において会員の多数決によつて選出された委員長以下四名の委員によつて構成されその年度の会計を監査し会員にその結果を報告する

常置委員会及び特別委員会はその事業計画について実行委員会にはからなければならない

第二十二条 常置委員会は第十四条に準じ総会において会員の多数決によつて選出された委員長以下四名の委員によつて構成されその年度の会計を監査し会員にその結果を報告する

常置委員会及び特別委員会はその事業計画について実行委員会にはからなければならない

第二十三条 規約は総会において出席者の三分の二以上の賛成によつて改正することができる但し改正案はその内容を全員に予告しておかなければならぬ

一、総会の出席者が会員数の五分の一未満の時は当日出席者の過半数の同意を得て総会とみなすことができる

二、慶弔費については実行委員会において細則を定める

三、この規約は令和七年四月一日より発効する

規約改正

昭和二十三年	四月十六日	制定	昭和四十八年	四月二十六日	改正
昭和二十三年	七月三日	改正	昭和五十年	十月二十五日	改正
昭和二十四年	三月二十五日	改正	昭和五十四年	十月十八日	改正
昭和二十五年	五月四日	改正	昭和五十八年	十月二十八日	改正
昭和二十七年	五月二日	改正	昭和六十二年	四月三十日	改正
昭和二十九年	五月七日	改正	平成四年	四月二十三日	改正
昭和三十一年	十月六日	改正	平成十年	四月二十三日	改正
昭和三十二年	五月二十五日	改正	平成十一年	五月十六日	改正
昭和三十四年	五月二十七日	改正	平成十六年	五月十四日	改正
昭和四十六年	十一月四日	改正	平成二十三年	五月十一日	改正
			平成二十七年五月十五日		改正
			令和二年四月一日		改正
			令和四年四月一日		改正
			令和七年四月一日		改正